

宿泊約款

【適用範囲】

第1条

- 1.当ゲストハウスの締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規約（以下、「利用規約」といいます。）の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとしします。
- 2.当ゲストハウスは前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。
- 3.当ゲストハウスのホームページ以外の各種予約ウェブサイト、お電話、SNSからの申し込みに関しても、この約款に従うものとしします。

【宿泊契約の申込み】

第2条

- 1.当ゲストハウスに宿泊申し込みをしようとする方は、次の事項を当ゲストハウスへ申し出て頂きます。
 - (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業、宿泊日
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号
 - (3) 同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
 - (4) その他、当ゲストハウスが必要と認める事項
- 2.宿泊客が、宿泊中に前項第1号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ゲストハウスはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
- 3.第一項に基づき当ゲストハウスに申出のあった内容に変更が生じた際は、変更後の内容を速やかに当ゲストハウスに申し出て頂きます。
- 3.18 歳未満(高校生を含む)のみのご宿泊は、お断り致します。

【宿泊契約の成立等】

第3条

- 1.宿泊契約は、当ゲストハウスが前条の申し込みを承諾した時に成立するものとしします。但し、当ゲストハウスが承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立した時は、期間を定めて宿泊期間の宿泊料金を限度として当ゲストハウスが定める申込金を、当ゲストハウスが指定する日までに、お支払い頂

きます。

3.前項の申込金は、第6条に定める場合には同条の違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば返還します。

4.次の各号に定める事由が生じたときは、当ゲストハウスは、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。

(1) 第2項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当ゲストハウスが指定した日までに支払いいただけないとき。

(2) 当ホテルからの連絡を拒否されたとき。

5.前項(2)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

【宿泊引受けの拒絶】

第4条

当ゲストハウスは次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。

1.宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。

2.満室により客室の余裕がないとき。

3.宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反

する行為をするおそれがあると認められるとき。

4.宿泊しようとする者が、次の①から④に該当すると認められるとき。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。

②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

③法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。

④暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合。

5.宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

6.宿泊しようとする者が当ゲストハウスもしくは当ゲストハウス従業員に対し暴力的要求行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。

7.天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

8.他のお客様の迷惑となる行為と判断した場合。

9.宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす、もしくは当ゲストハウスの運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは当ゲストハウス従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。

10. 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
11. 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。
12. 宿泊しようとする者が、日本国籍保持者ではなかった場合で、宿泊日までに在留カードまたはパスポートを提示できずその証明がなされないとき。
13. この約款に同意できないとき。

【予約の解除】

第5条

1. 宿泊客は、当ゲストハウスに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ゲストハウスは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除したときは、次の項目に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、団体客（5名以上のものをいう）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の7日前（それより後に当ゲストハウスが宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊予約人数の10%以下にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる）についてはこの限りではありません。

（1）一般客

宿泊日の7日前に解除した場合、宿泊料金の30%

宿泊日の3日前に解除した場合、宿泊料金の50%

宿泊日当日に解除した場合及び連絡なく不着になった場合、宿泊料金の100%

（2）団体客(5名以上)、長期宿泊客

宿泊日の7日前に解除した場合、合計宿泊料金の50%

宿泊日前日・当日に解除した場合及び連絡なく不着になった場合、宿泊料金の100%

3. 当ゲストハウスは宿泊客が宿泊日当日、あらかじめ明示された到着時刻を2時間経過しても到着しないとき（連絡がないとき）、その宿泊予約は取消しされたものとみなし処理することがあります。

4. 前項の規定により取消しされたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延その他により宿泊客の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第二項の違約金はいただきません。

【当ゲストハウスの契約解除権】

第6条

1. 当ゲストハウスは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - （1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - （2）宿泊客が次の①から④に該当すると認められるとき。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
- ②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ③法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- ④暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合。
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊客が当ゲストハウスもしくは当ゲストハウス従業員に対して、暴力的要求を行い、
あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。あるいはかつて同様の行為を行なったと認められるとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 第 3条第二項の申込金の支払いを請求した場合において期限までにその支払がないとき。
 - (8) 当ゲストハウスが定める利用規約の禁止事項に従わないとき。
 - (9) 禁煙が指定されている場所での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防上、障害となる行為を行ったとき。
 - (10) 一時的であると否とにかかわらず宿泊契約者以外の者を客室に立ち入らせたとき。
 - (11) 館内に以下のものを持ち込んだときまたは持ち込もうとしたとき。
 - ・拳銃
 - ・刀剣類
 - ・著しく悪臭を発する物品
 - ・著しく大量の物品
 - ・発火、引火しやすい物（火薬や揮発油等）
 - ・植物・動物・昆虫その他これに類するもの
 - ・その他、法令により所持が禁止されているもの
 - (12) 建物または諸設備に、変更・改造・改変を行なおうとしたとき。
 - (13) 館内で他の宿泊者、来訪者または従業員に対し、広告物、物品を配布する行為、宗教活動（布教・勧誘）または営業行為を行ったとき。
 - (14) 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
 - (15) この約款又は当ゲストハウスの利用規約に違反したとき。
- 2.当ゲストハウスは前項の規定に基づいて宿泊予約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。
- 3.当ゲストハウスが前二項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第一項（4）及び（6）の場合を除き、宿泊料金の返還は致しかねます。

【宿泊の登録】

第7条

1.宿泊者は、宿泊日当日、当ゲストハウスフロントにおいて次の事柄を登録していただきます。

- (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号
- (3) 出発日、出発予定時刻、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
- (4) その他、当ゲストハウスが必要と認める事項

【客室の利用時間】

第8条

1.宿泊客が当ゲストハウスの客室を使用できる時間は午後 4 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2.当ゲストハウスは、前項の規定に関わらず、該当日の宿泊予約が無い日に限り、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 2時間までは、宿泊料金の 30%
- (2) 超過 2時間以上は、宿泊料金の全額

3.退室時間後、清掃終了後に関わらず、室内のいかなるものを使用した場合についても、該当日の 1泊料金の100%を支払うものとする。また、この違約金に関しては、該当日に現金で支払うものとします。

4.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が館内および客室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当ゲストハウスが相当と考える措置をとる事とします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当ゲストハウスは、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることが出来る(ただし、義務ではない)ものとします。

5.宿泊客が客室を使用できる時間内であっても、当ゲストハウスは、安全及び衛生管理その他、当ゲストハウスの運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

【料金の支払い】

第9条

1.料金の支払いは日本銀行券及び貨幣（日本円）、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

2.当ゲストハウスが宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿

泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【利用規則の遵守】

第10条

宿泊者は当ゲストハウスの利用規約に従っていただきます。

【営業時間】

第11条

当ゲストハウスの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内の館内ご案内等でご案内いたします。

- (1) 門限……………なし
- (2) フロントサービス……………午前11時～午後7時
- (3) 食事のサービス……………なし
- (4) 附帯サービス施設時間
 - ・共同キッチン24時間
 - ・バス・シャワールーム24時間（清掃中は除く）

前項の時間は、必要やむを得ない場合には、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

【当ゲストハウスの責任】

第12条

- 1.当ゲストハウスの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ゲストハウスフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり宿泊客が発発するためチェックアウトした時に終わります。
- 2.宿泊者が当ゲストハウスの利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当ゲストハウスはその責任を負いません。
- 3.当ゲストハウスは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ゲストハウスの責めに帰すべき事由によるものであると証明された場合に限りです。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

第13条

当ゲストハウスは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、他の宿泊施設を斡旋するものとします。他の宿泊施設の斡旋ができないときは、補償料としてすでに入金された宿泊金を全額返金いたします。但し、客室を提供できないことにつ

いて、当ゲストハウスの責めに帰すべき事由がないときは、他の宿泊施設の斡旋は行いません。

【金銭その他貴重品】

第14条

金銭その他貴重品は、当館内にある貴重品ロッカーをご利用頂けます。貴重品ロッカーの利用は利用者の自己責任にて管理して頂きます。滅失又は毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第15条

- 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ゲストハウスに到着した場合は、その到着前に当ゲストハウスが了解したときに限って保管することとし、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
 - 2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は 携帯品が当ゲストハウスに置き忘れられていた場合において、原則として発見日を含めて 7 日間保管し、その間に宿泊客から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。
- また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当ゲストハウスにて任意に処分させていただきます。

【駐車場の責任】

第16条

- 1.当ゲストハウスは、当ゲストハウス駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。
- 2.当ゲストハウスの利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐車場内で発生した原因に起因して被った損害について責任を負いません。

【宿泊客の責任】

第17条

宿泊客によるこの約款もしくは利用規約に違反する行為及びその他、宿泊客の責に帰すべき事由により、当ゲストハウスが客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、宿泊客に当ゲストハウスが被った損害を賠償していただきます。

【コンピューター通信の使用】

第18条

- 1.当ゲストハウス内でのコンピューター通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ゲストハウスは一切の責任を負いません。
- 2.コンピューター通信の利用に際し、当ゲストハウスが不適切と判断した行為により、当ゲストハウス及び第三者に損害が見込まれる場合、又は生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

【本約款の変更】

第19条

この約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

利用規約

Shop&Guesthouse 好り道（以下、当ゲストハウスという）では、お客様に安全・快適なご利用をいただくため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違

反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

記

1.適用範囲

当ゲストハウスの全施設（宿泊施設、共用施設、敷地等すべてを含みます。）ご利用の来館者に適用させていただきます。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。

2.契約人数を超えての客室利用は、原則禁止致します。

申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。

3.当ゲストハウス内での次に定める行為は固く禁止しております。

- （1）ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当ゲストハウス所定の場所以外での

喫煙

(2) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為

(3) 次に定める物品の持ち込み

(イ) 動物、昆虫、鳥類等

(ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類

(ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品

(ニ) 銃砲、刀剣類及びこれらの類似品

(ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品

(ヘ) 悪臭を発するもの

(ト) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品

(4) 公序良俗に反する行為

(5) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為

(6) 客室内でお香などを焚く行為

(7) 客用以外の施設への立ち入り

(8) 営利を目的とした活動

(9) その他当ゲストハウス内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

4.客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

(1) 宿泊を目的としない利用

(2) 外来者との客室での面会 (3) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他当ゲストハウスの外観を損なう物品を掲示すること

5.駐車場のご利用方法

(1) 利用時間は、原則としてご到着時から当ゲストハウスが定めるチェックアウト時刻までとさせていただきます。

(2) 駐車場敷地内での洗車は、原則禁止致します。

6.未就学児の宿泊について

未就学児は保護者の方とお布団を共有するものと致します。未就学児でも個別にお布団の用意が必要な場合は、1泊分料金が発生いたします。

7.責任に関すること

当ゲストハウス利用者間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決してください。

8.情報に関すること

(1) 当ゲストハウスは簡易宿所に定義されるゲストハウスとなり、旅館業営業許可にて運営を行っております。

(2) 当ゲストハウスご利用時にご登録頂いた個人情報個人情報保護法に基づいて守られ、第三者への開示・譲渡・販売を行うことは一切ありません。但し、例外として以下の

場合を除きます。

(イ) お客様自身が、開示について事前に同意頂いた場合。

(ロ) 法令および、管轄官公庁により開示が求められた場合。

(3) 当ゲストハウスご利用時にご登録頂いた電子メールアドレスは、当ゲストハウスの
任

意のタイミングでお客様ご本人へ広告やお知らせを行うことができます。

(4) 当ホームページに掲載されている写真や文章、デザインは当ゲストハウスの所有権
が発生致します。無断で使用する事を禁じます。

(5) 本利用規約に関する内容は予告なく変更する事があり、その事前通知の義務はありません。

9.当ゲストハウススタッフの館内巡回に関する事

フロア内の清掃・巡回に関しましては男性スタッフが行います。予めご理解・ご了承ください。

附則

この宿泊約款及び利用規約は、令和7 年 9 月25 日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。